

公益財団法人やまがた農業支援センター海外研修事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人 やまがた農業支援センター定款第4条第1項第2号の規定に基づき、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）が、山形県において農業に従事し、又は従事することが確実であると認められる者（以下「農業者等」という。）に対し、海外において技術・経営の研鑽を目的として行う研修に対し予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 この事業による助成金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 山形県知事の推薦を受けて、公益社団法人国際農業者交流協会による海外派遣研修を行なう農業者等
- (2) 申請時において満30歳未満の者。ただし、Uターン農業者及び新規参入者でセンター理事長が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）に定める農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと。

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、農業者等が海外の研修先で行う概ね1年以上の研修に要する経費のうち別表に定めるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定める額以内の額とする。

(申請手続き)

第5条 助成金の交付を受けようとする農業者等は、海外研修事業認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に別表に定める書類を添付して、市町村を経由してセンターに提出するものとする。

(認 定)

第6条 センターは、前条による申請があったときは、事業内容を審査し適当と認めるときは、市町村長を経由して海外研修事業認定通知書（別記様式第7号）により当該農業者等に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 前条の認定を受けた農業者等（以下「認定者」という。）は、事業計画を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ海外研修事業変更（中止）申請書（別記様式第8号）をセンターに提出するものとする。

(事業報告)

第8条 認定者は、研修終了後30日を経過する日、又は研修が終了する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、海外研修事業終了報告書(別記様式第9号)に別表に定める書類を添付してセンターに提出するものとする。

2 認定者は、研修期間が2事業年度以上にわたる場合は、当該年度の研修の実施状況について、翌年度の4月20日までに、海外研修事業実施状況報告書(別記様式第10号)に別表に定める書類を添付してセンターに提出するものとする。

(助成金の額の確定及び交付)

第9条 センターは、前条第1項の報告を受けたときは、速やかに研修の内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、海外研修事業助成金の額の確定について(別記様式第11号)をもって認定者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(概算払)

第10条 センターは、必要と認めるときは、認定者からの海外研修事業概算払請求書(別記様式第12号)により助成金の概算払いをすることができる。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。